

# 産業厚生常任委員会所管事務調査報告書

## 第1 調査事項

障がい者及び高齢者の住みやすい町づくりについて

## 第2 調査期日及び場所

平成27年 8月 5日 委員会室、役場庁舎及び士幌市街歩道等  
8月26日 委員会室

## 第3 出席者

委員長 中村 貢  
副委員長 森本 真隆  
委員 清水 秀雄 大西 米明 出村 寛  
議長 加納 三司  
事務局 事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三  
建設課 課長 増田 優治 技術長 田中 敏博

## 第4 調査の経過

障がい者及び高齢者が、住み慣れた場所で自立した生活を送り社会のあらゆる分野に参加していくためには、道路、歩道及び建築物等の様々なバリアを取り除き、誰もが安心・安全で生活できる支障のない環境づくりが求められる。

その中、少子高齢化の進行や人口減少社会により、本町も高齢者の増加が予測されていることから、車いすや高齢者体験装具を装着した疑似体験を通じて、日常生活及び社会生活における歩道、車道及び公共施設等への移動等が安全かつ円滑に行われているかを把握するため調査を行った。

### 《 本町の状況 》

#### ◎ 障害者手帳所持者の推移

年 度	手帳所持者 総数	身体障害者手帳						療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
		肢体	視覚	聴覚	言語	内部	計		
H26年度末	515	236	17	55	7	95	410	79	26
H24年度末	508	238	18	58	7	93	414	76	18
H22年度末	480	222	21	58	6	88	394	69	17
H20年度末	477	222	22	57	7	85	393	71	13
H18年度末	469	220	26	54	8	82	390	67	12
H16年度末	468	222	23	60	8	86	399	61	8

◎ 高齢者人口及び高齢化率の推移

年 度	総 人 口	65 才以上 人 口	高 齢 化 率 (%)	75 才以上 人 口	高 齢 化 率 (%)	65 才以上 独 居
H26 年度末	6,361	1,836	28.9	1,049	16.5	262
H24 年度末	6,523	1,790	27.4	1,050	16.1	244
H22 年度末	6,579	1,743	26.5	1,032	15.7	230
H20 年度末	6,624	1,739	26.3	969	14.6	202
H18 年度末	6,764	1,707	25.2	922	13.6	176
H16 年度末	6,926	1,695	24.5	890	12.9	188

参考法令等

《 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)。H18年12月施行 》  
従来のハートビル法(建築物)と交通バリアフリー法(公共交通機関)を統合・拡充。バリアフリー対策を一体的な整備を推進していくため、新たに次の事項等も盛り込まれた。

- 対象者の拡大 身体障害者だけでなく、すべての障害者が対象。
- 対象物の拡大 従来の建築物や公共交通機関だけでなく一定の道路、屋外駐車場など日常及び社会生活で利用する生活空間全体におけるバリアフリー化の推進。

※「障害者等」とは妊産婦、けが人など一時的に制限を受ける人々も含む。

《 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 》

《 北海道福祉のまちづくり条例。H15年8月改正施行 》

障がい者や高齢者等が、公共的施設や交通機関等を円滑に利用できることを目的に規定。道、市町村、事業者及び道民連携の下に福祉のまちづくりを推進。

《 士幌町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。H25年4月施行 》

道路管理者である地方公共団体は、省令で定める基準を参酌して歩道、有効幅員、勾配、高さ等の基準を制定。新設道路等はこの基準に適合し整備していく。

○歩道基準(抜粋)

有効幅員 : 歩行者の交通量が多い道路3.5m以上。その他道路2m以上。

舗装等 : 平たんで、滑りにくく、水はけの良い仕上げ。

勾配 : 縦断勾配5%以下。

高さ : 歩道等と車道等の高さ15cmを標準。

横断歩道に接続する歩道部分段差 : 2cmを標準。

※ いずれも例外規定あり

## 第5 概要

移動時に車いす及び高齢者体験装具を利用・装着し、役場庁舎、公民館、公衆トイレ等の各出入口のバリアフリー化及び歩道・歩道等の段差・路面状況等を確認した。

### 1 役場庁舎

- ・ 出入口北側には、スロープ、手すり及び障害者専用駐車場等が整備されている。
- ・ うちスロープについては、「手すり設置(勾配 1/12 以下)」「表面は滑りにくい仕上げ」「前後路面等と識別しやすい配色」等の一般基準はほぼ満たしているとしていた。

しかし、車いすでの登りの傾斜は予想よりも腕力を必要とし、特に高齢者が自力で登るには厳しいと感じた。

- ・ エレベーターについては、昨年、身障者用の昇降操作盤及び鏡も装備され、安心して乗り降りができる状況に整備されていた。
- ・ 今後、オストメイト対応のトイレを整備するとのことであった。

### 2 南地区公民館

- ・ 出入口階段に手すりはなく簡易な急勾配のスロープのみであった。
- ・ 玄関から室内に入る踊り場の段差対策がなされていなかった。
- ・ 各地区主催する高齢者等憩いの場（サロン）が公民館で開催されている。そのため町民からは出入口の段差解消の要望が出ており、その対応は手すりやいすを考えているとのことであった。
- ・ 現在町が管理している公民館は 10 施設ある。担当課調査による各出入口のスロープ及び手すりの設置状況は次のとおりであった。

スロープ及び手すり設置	1 件（中土幌）
スロープのみ設置	3 件（佐倉、北町、南地区）
手すりのみ設置	4 件（下居辺、西上、北地区、西町）
設置なし	2 件（新田、南町）

### 3 公衆トイレ

- ・ 出入口には、スロープ及び手すりが設置され、障がい者専用トイレも整備されていた。

### 4 歩道及び交差点の道道及び町道の状況(街中心部)

- ・ 健常者には不便を感じないブロック舗装やインターロッキング舗装の凸凹も車いす走行時には不快な振動が生じ力も必要となり、杖も着きにくく歩きづらいなどスムーズな歩行ができにくい。
- ・ 平坦に見える一般歩道舗装も緩やかな傾斜があり、車いすが車道側に流されてしまう傾向にあって危険を感じた。
- ・ 交差点における歩車道境界の縁石段差の一般基準は 2 cm とされており、この段

差は車いす前方の小さい車輪が障害となって乗り降り時に衝撃も生じ、傾いて転倒を招く恐れにもつながった。一方で、この段差は視覚障害者が杖で横断歩道を認知するために定められているとの説明もあり、対策の難しさも感じた。

- ・ 歩車道境界の傾斜も急で、静止状態を保っての信号待ちも難しい状況にあった。
- ・ 歩道に電柱やマンホールの障害物があったり、横断歩道が無い場所も多く見受けられ、精神面の不安も感じた。

## 第6 所 感

本町では、障がい者や高齢者等が安心して暮らせる住みやすい町づくり実現に向けた施策の推進に努めており、健常者から見ればバリアフリー化されている状況にあると考えていたが、今回の疑似体験を通じて感じたことは、一部を除きバリアフリー化の整備が思ったよりも進展していない状況にあることがうかがえた。

一方で、その対策も多様なため、バリアフリー化の促進も容易ではないことも理解できた。

しかし、高齢化社会が急速に進む中、本町の高齢化率は平成27年3月末現在28.9%、20年後の平成47年には42.1%になると推計され(国立社会保障人口問題研究所に準拠した推計値)であり、今後、車いすや歩行補助用具等を利用して移動する人がますます増えることが予想される。

このことから、障がい者や高齢者等の自宅での引きこもりをなくし、買い物や各種行事など日常生活及び社会生活において積極的な参加や様々な生き方を自ら選択できるような環境づくり、自立支援の施策が今後ますます重要な課題となってくる。そのため、必要に応じて当事者や利用者の意見を聞き、ニーズを理解するなど利用者の視点に立った移動や利用の安全性の確保に努めることが必要となってくる。

また、バリアフリー化促進に向けては、ハード面だけではなくソフト面での「心のバリアフリー」も有効と考える。町民の理解を深めそれぞれの立場で協力し、支えあうため、車いすや福祉用具を利用した疑似体験教室、情報の提供なども重要と考える。

様々な観点から、一体的な取り組みを継続的に進めていくことで、障がい者や高齢者のみならず可能な限りすべての人が利用しやすく・使いやすいユニバーサルデザインの考え方の下でバリアフリー化の環境づくりを進めて行くことが望まれる。

### 用語説明

#### ○バリアフリー

障がい者、高齢者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)を除去(フリー)すること。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていく考え方。

#### ○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい生活環境をデザインする考え方。

#### ○高齢者体験装具

肘・膝拘束具、特殊眼鏡、手足の重りなどで老化による高齢者の身体的機能変化や心理的变化を学ぶ教材。